

税務通信



平成23年度
町民税・県民税の申告
について（随時受付）

町民税・県民税（以下「住民税」という。）の申告がまだお済でない方は、お早めに申告をしてください。

対象

- ①前年に住民税が課税されていない方又は給与支払報告書（年金を含む）が町に提出されていない方
- ②不動産収入又は報酬（外交員報酬を含む）等があり、申告をしていない方
- ③公共事業の用地買収に伴う譲渡所得等があり、申告をしていない方
- ④上里町シルバー人材センターからの報酬があり、申告をしていない方

※内容により所得税申告が必要になる場合があります。

所得・課税証明書等の発行について

これから申告をする方で、所得・課税証明書等が必要な場合は、申告の後に発行します。その申告により住民税が課税される方については、後日、税額決定・納税通知書を送付します。

また、課税が発生する場合は、課税証明書等が即日発行できませんのであらかじめご了承ください。

各種確認について

扶養控除や寡婦控除等について、課税明細書等で確認をお願いします。扶養控除や寡婦控除等を誤って申告し忘れていた場合は、税務課窓口で申告を行うことで控除等を追加することができます。

問合せ：税務課住民税係

☎ 35-11221 内線 1132・1133

妻（配偶者）のパート収入と税金について（平成23年度用）

【質問】

私は夫の扶養になっています。パート収入がどのくらいまでだったら扶養でいられるのでしょうか。また、パート収入がどのくらいになると税金がかかるのでしょうか。なお、私にはパート収入以外はありません。

【回答】

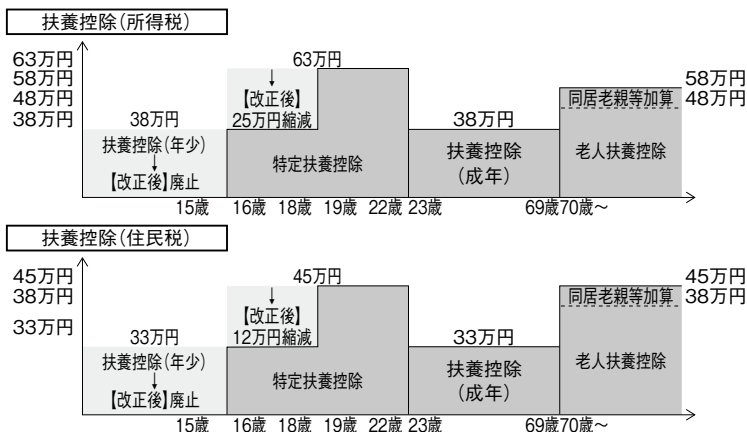
税法上の扶養となれるのは、給与が年収103万円以下の方です。この範囲ですと、本人の所得税は非課税です。しかし、町県民税は年収93万円を超えると課税になります。また、夫も妻の収入103万円までは配偶者控除、103万円から141万円未満までは配偶者特別控除が受けられます。

なお、社会保険における扶養や手当の基準などは、これとは別に基準がありますので、夫の会社等に確認してください。

パート収入(円)	妻(配偶者)自身の税金		夫の配偶者控除等		
	町県民税	所得税	町県民税	所得税	
0~930,000	-	-	33万円	38万円	配偶者控除
930,001~1,000,000	均等割4,000円	-	33万円	36万円	配偶者特別控除
1,000,001~1,030,000	均等割4,000円 +所得割10%	5%	33万円	38万円	
1,030,001~1,049,999			33万円	36万円	
1,050,000~1,099,999			31万円	31万円	
1,100,000~1,149,999			26万円	26万円	
1,150,000~1,199,999			21万円	21万円	
1,200,000~1,249,999			16万円	16万円	
1,250,000~1,299,999			11万円	11万円	
1,300,000~1,349,999			6万円	6万円	
1,350,000~1,399,999			3万円	3万円	
1,400,000~1,409,999			-	-	-
1,410,000~	-	-	-	-	

※夫の合計所得が1,000万円を超える場合は、配偶者特別控除を受けることができません。

※配偶者以外の親族については給与収入103万円(所得38万円)以下が扶養控除の範囲となりますが、平成23年分の所得税については、扶養控除の見直しがされています。



(財務省ホームページ「所得税法等（扶養控除関係）の改正」より）

平成24年度町民税・県民税の扶養控除の見直しについて

「所得控除から手当へ」等の観点から、子ども手当の創設とあいまって、年少扶養親族（15歳）に対する扶養控除が廃止されます。また、高校の実質無償化に伴い、16〜18歳までの特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分が廃止されます。

※所得税は平成23年分から、住民税は平成24年度から適用

納税相談窓口

休日開庁・夜間開庁のお知らせ

◆10月の開庁日

○休日(午前8時30分～正午)

10月9日(日)

○夜間(午後8時まで)

10月25日(火)

※夜間は庁舎西入口(夜間入口)よりお入りください。

◆窓口・問合せ

税務課収税係【☎35-1220(直通)】

○税は**納期限内**に納めましょう！

○税の納付は便利、確実な
『口座振替』のご利用を！

建物の用途を変更された方へ 「事業用⇔家庭用」

平成23年中に用途を変更した建物はありませんか。

例えば、以前は店舗として使用していた建物を、現在は居宅の一部(物置)として使用している場合等、「事業用から家庭用」又は「家庭用から事業用」に用途を変更した場合には、『建物用途変更申告書』の申請をお願いします。申請のあった建物については、税務課職員が現地確認に伺います。

なお、平成23年以前に変更された建物も対象となりますので、同様に手続きを行ってください。

受付…税務課資産税係(1階①番窓口)

期間…12月16日(金)まで

※申請書は税務課窓口にあります。

(印鑑をお持ちください。)

問合せ…税務課資産税係【☎35-1220内線1112】

東日本大震災における原子力発電所の事故による被害を受けられた方へ

地方税の軽減措置等のお知らせ

東日本大震災における原子力発電所の事故による被害を受けられた方は、地方税の軽減措置等を受けられます。軽減措置等を受けるためには、手続きが必要となる場合がありますので、詳細については、埼玉県税務課【☎048-830-2651】又は上里町役場税務課【☎35-1220】にお問い合わせください。

	税制上の措置	概要
共通	減免措置	被害にあわれた方の状況に応じて、税の減免を受けることができます。
県税	自動車税等の非課税措置	警戒区域内にあった自動車で永久抹消登録がなされた自動車には、平成23年3月11日にさかのぼって自動車税は課されません。また、警戒区域内にあった自動車で永久抹消登録等がなされたものに代わる自動車を取得した場合、自動車取得税及び平成25年度分までの自動車税が非課税となります。
	不動産取得税の軽減措置	警戒区域内にあった家屋やその敷地に代わる家屋・土地を取得した場合、不動産取得税の軽減措置を受けることができます。
町税	固定資産税の軽減措置	警戒区域内にあった住宅用地や家屋に代わる土地・家屋を取得した場合、固定資産税の軽減措置を受けることができます。
	軽自動車税の非課税措置	警戒区域内にあった軽自動車で自動車検査証の返納等がなされた軽自動車には、平成23年3月11日にさかのぼって軽自動車税は課されません。また、警戒区域内にあった自動車・軽自動車で永久抹消登録等がなされたものに代わる軽自動車を取得した場合、平成25年度分までの軽自動車税が非課税となります。

なお、警戒区域・計画的避難区域・緊急時避難準備区域等のうち市町村長が指定する区域内の土地や家屋には平成23年度分の固定資産税等は課されません。また、特段の手続きは不要です。具体的にどの区域が指定されているかについては、土地・家屋が所在する市町村にお問い合わせください。

10月から

国民健康保険「被保険者証」 が更新されました。

国民健康保険に加入している方は、10月1日から被保険者証が更新されましたので、医療機関には新しい被保険者証(グレー色)を提示してください。また、古いもの(水色)は、細かく裁断して処分してください。

新しい被保険者証は、9月下旬に簡易書留で郵送しました。また、別途通知した方には、郵送でなく役場窓口で被保険者証を交付しています。

まだ新しい被保険者証をお受取りになっていない方は、ご家族にも確認の上、健康保険課医療年金係にお問い合わせください。

問合せ…健康保険課医療年金係
【☎35-1221内線1221】

平成23年度特定健康診査を受診された方

～健康づくりのはじめの一歩～

「ファースト・ステップ塾」

日時…10月17日(月)、午前9時30分～正午

場所…多目的スポーツホール

内容…①特定健康診査の結果説明会

②きれいな姿勢になるためのエクササイズ

申込…10月11日(火)まで(電話申込)



◆体験談 (60代男性)

平成20年の健診の結果、メタボ予備群に入ってしまった。週1回のソフトバレーボールでは体が重く動きづらい。さらにジャンプ力も落ちた。若者から、ジャンプをしているのにしていないとみられたのだ。この「くやしき」が特定保健指導(教室)を受ける動機になった。

運動教室では、足首回し・呼吸法・ウォーキングを実施した。厳しかったが、自分の体がこんなになまっていたのかと思い知らされた。また、数日間の食事記録をもとに指導を受ける食事教室では、食事内容の過不足を教わった。参加された皆さんと塩分やカロリー控えめな献立を作り、グループごとに発表しあった。その結果、体重や腹囲が減ってうれしかった。現在も献立・体重・エクササイズの記録等を続けている。

申込先・問合せ…健康保険課医療年金係【☎35-1221内線1221～1225】

ソーシャルクラブ
(こむぎっこクラブ)に
参加しませんか?

回復途上にある精神障害者の方が集まり、グループ活動を通して仲間と交流し、生活体験を広める場です。皆さんの参加をお待ちしています。

日時：原則として毎月第3木曜日、午前10時～11時30分(場合により変更あり)
会場：参加者へ後日連絡
内容：スポーツ・レクリエーション・料理教室など

対象：町内在住で、①精神障害者で在宅通院中の方、
②主治医が必要と認められた方、
③日中活動施設や作業所等へ通所していない方など
費用：無料(実施内容により実費の一部負担する場合あり)

※内容により、日時・会場に変更がありますので、参加・見学される方は、事前にご連絡ください。
申込・問合せ：福祉こども課社会福祉係【☎35-1236(直通)】

国民年金コーナー

No.327

国民年金保険料

クレジットカードでお支払できます

クレジットカード納付は事前にお申込みをいただき、以後、将来の保険料を定期的にクレジットカード会社からカード会員の方に請求する納付方法です。

【お支払い方法】

■毎月支払い：毎月の保険料を当月末に立替

※割引額はありませぬ。

■一年分支払い(前納)：4月から翌年3月分までの保険料をまとめて4月末に立替

※割引額は現金で一年分を前納いただく場合と同様です。

■半年分支払い(前納)：4月から9月分までの保険料を4月末に、10月分から翌年3月分までの保険料を10月末にそれぞれまとめて立替

※割引額は現金で半年分を前納いただく場合と同様です。

【申込み方法】

「国民年金保険料クレジットカード納付申出書」をお近くの年金事務所へ提出してください。

※前納のお申込みは、1年分及び上期6か月分(4月分～9月分)は2月末までに、②下期6か月分(10月分～翌年3月分)は8月末までに提出してください。

※申請書は、年金事務所、市区町村役場、日本年金機構ホームページから取得できます。

【その他】

カード会社へ確認の結果、ご利用いただけない場合があります。その際はご利用いただけたい旨をご連絡するとともに、お申込み前の支払い方法を継続させていただきます。

問合せ：熊谷年金事務所(埼玉県国民年金電話相談センター)

【☎048-525-1844】

保健センター予定表 ☎33-2550

10月	6日(木)	乳がん検診
	7日(金)	
	14日(金)	赤ちゃん相談
	17日(月)	3歳6か月児健診(平成20年3月生)
	18日(火)	2歳児歯科健診(平成21年9月生)
	19日(水)	1歳6か月児健診(平成22年3月生)
	20日(木)	7・8か月児健診(平成23年2月生)
	21日(金)	3・4か月児健診(平成23年6月生)

休日の医療機関はこちらへ

①休日急患診療所

[本庄市保健センター内 ☎23-3322]

診察科目…内科系疾患

診察時間…午前9時～ 正午
午後1時～ 4時
午後7時～ 10時

※健康保険証を持参してください。

②在宅当番医療機関

◆診察は午前中のみとなります。また当番医は変更になる場合もありますので、確認してからお出かけください。

10月 2日(日)	根岸医院	☎72-0071
10月 9日(日)	服部クリニック	☎24-4671
10月10日(月)	春山眼科医院	☎21-2160
10月16日(日)	ヒグチクリニック	☎25-5300
10月23日(日)	上武病院	☎21-0111
10月30日(日)	へんみ眼科医院	☎22-3702
11月 3日(木)	逸見耳鼻咽喉科医院	☎22-4852
11月 6日(日)	松本産婦人科医院	☎24-3377

高齢者等の『インフルエンザ予防接種』を行います

実施期間…10月1日(土)～平成24年2月29日(水)

対象…次のいずれかに該当する方

- ①65歳以上の方(昭和21年12月31日以前に生まれた方)
- ②60歳以上65歳未満の方(昭和22年1月1日～昭和26年12月31日に生まれた方)で、心臓、腎臓、呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害を認定された方(身体障害者手帳1級又は同程度の方)

※①の方、②の障害で身体障害者手帳1級の方には、9月下旬に通知します。(実施期間中に65歳を迎える方には順次発送していきます。)

費用…自己負担額1,000円(生活保護世帯の方は無料)

回数…実施期間内1回

接種場所…指定実施機関(通知に一覧表を同封)

本庄保健所からのお知らせ

①精神保健相談(精神科医による)

日時…10月24日(月)・12月26日(月)・平成24年2月27日(月)、午後1時～

②ひきこもり専門相談(臨床心理士による)

日時…10月14日(金)・11月11日(金)・12月9日(金)・平成24年1月13日(金)・2月17日(金)・3月16日(金)、午後1時30分～

会場…本庄保健所 ※予約制

問合せ…本庄保健所保健予防推進担当【☎22-6481】

子宮頸がん予防ワクチンの
予防接種費用の一部を町成ります

5月2日より任意の予防接種である子宮頸がん予防ワクチンの予防接種費用の一部を町が助成しています。これまでワクチンの供給量などの理由で接種を控えていた方は早めに受けましょう。

対象…町内に住民登録(外国人登録)を有する、中学1

年～高校1年生に相当する年齢の女子(平成7年4月2日～平成11年4月1日生まれの方)

費用…1600円/回(自己負担額)

※生活保護世帯の方は、受給証を実施医療機関に提示すると接種費用が無料になります。

接種回数…3回(初回接種から接種完了までに6か月間)

※高校1年生に相当する年齢の方は、平成24年6月30日まで接種できる期間を延長します。申請期間は平成24年3月31日までにありますのでご注意ください。

申込…事前に保健センターへ申請する

準備…本人確認できるもの(健康保険証又は免許証など)・母子健康手帳・印鑑(シヤチハタを除く)

※接種は実施医療機関にて個別接種になります。

【注意事項】

- ・ 予防接種の効果や副反応等を十分にご理解の上、接種を受けてください。
- ・ 各予防接種の間隔等を十分に確認し、接種計画を立てて受けましょう。
- ・ 実施医療機関以外で接種した場合は対象となりません。国の事業によって変更が生じることもありますので、ご了承ください。
- ・ 詳しい内容は、町ホームページ又は保健センターでご確認ください。